

## ■土地の登記事項証明書の表題部



### 表題部

登記事項証明書が一番最初に記載されるものです。土地の現況に関する事項をチェックしましょう。

法務局がつけた土地番号

従来の登記簿簿冊が移記されたことが記載される

【表題部】(土地の表示)				調製 平成25年7月10日	地図番号	余白
【不動産番号】	○○○○○○○○○○○○○○○○					
【所在】	東京都○○区○○一丁目					
【①地番】	【②地番】	【③地番】	m <sup>2</sup>	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
777番7	宅地		97 58	777番から分筆	昭和48年8月22日	
55番5	余白	余白		変更	平成7年3月8日	
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令37号附則第2条 第2項の規定により移記 平成11年2月25日	

下線は抹消事項を表す。  
こちらは地番変更による抹消

土地の種類。宅地で  
なければならない。

土地の所在が  
記載される

土地の面積が  
m<sup>2</sup>で記載される

土地をわける「分筆」やあわせる「合筆」があ  
れば記載。地目が変わったときにも記載される

## ■土地の登記事項証明書の権利部(甲区)

### 権利部(甲区)

表題部の次に記載される部分。抵当権などの権利が絡む場合は、この次に「権利部(乙区)」が続きます。

【権利部(甲区)】(所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転	昭和48年2月15日	昭和47年9月20日売買	所有者 ○市○区○番地 オウチーノ花子
2	所有権移転	平成23年7月3日	平成23年3月26日売買	所有者 ○市○区○番地 オウチーノ太郎

不動産が売買されたので「所有権移転」に  
なっているか確認をします。建物を新築した  
ときには「所有権保存」が記載されます。

法務局で受け付けられた  
日付と番号

所有権が移転した  
日付と原因

更新した住所と氏名が記載されているか  
確認します。2人以上で共有する場合は、  
それぞれの持ち分を記載します。